



2022 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
代表者名 取締役執行役社長 高 倉 透
(コード番号：8309 東名)

社員向けインセンティブ・プラン（RS 信託）の導入および 信託における株式取得に関する事項の決定に関するお知らせ

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（取締役執行役社長：高倉 透、以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：大山 一也、以下「三井住友信託銀行」といいます。）の社員向けインセンティブ・プランである RS 信託（※）（以下「本制度」といいます。）のために信託を設定し、当該信託の受託者が行う当社株式取得に関する事項について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（※）RS 信託：三井住友信託銀行が 2022 年 2 月に提供を開始した、株式交付信託の仕組みを利用して、特定譲渡制限付株式（Restricted Stock (RS)：リストラクテッド・ストック）を交付する制度

記

1. 本制度導入の目的

当グループは、信託の力で新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせることをパーパスとして掲げております。パーパスを実現し、社会課題への取り組みを通じた資金・資産・資本の好循環の促進と市場の創出による成長を図るには、財務資本のみならず非財務資本、その中でも人的資本の充実が重要となります。

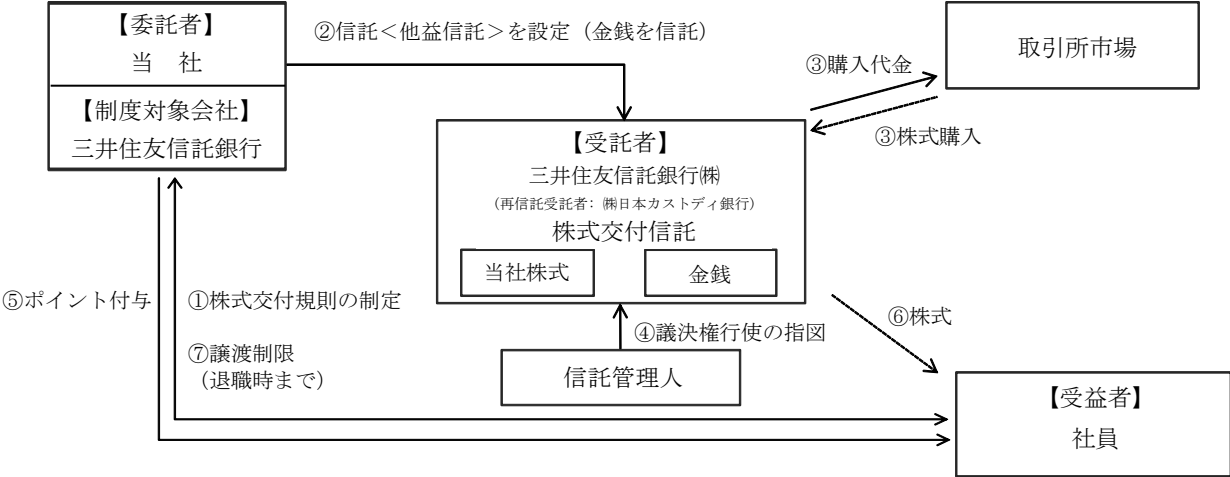
今般、三井住友信託銀行の全社員（以下「社員」といいます。）へのインセンティブ・プランとして、本制度を導入いたします。社会的価値や経済的価値の創出の重要な担い手である社員への人的資本投資を強化し、お客さまや社会への貢献や新たな価値の創造を実現することで当グループの企業価値を向上させます。また、それが社員一人ひとりの励みや誇り、やりがいとなる社員の Well-being を起点とした「好循環」に繋がるものと考えています。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託が当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行い、社員に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付（ただし、下記⑦のとおり、当該株式については、各社員に対し退職までの譲渡制限を付すものいたします。）するインセンティブ・プランです。対象者に交付される株式数などの詳細は、三井住友信託銀行において定める株式交付規則に従って運営いたします。

本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、社員の負担はありません。

＜本制度（R S 信託）の仕組みの概要＞



- ① 三井住友信託銀行は社員を対象とする株式交付規則を制定します。
- ② 当社は社員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により一括して取得します。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規則の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社、三井住友信託銀行及びこれらの役員から独立している者として）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
- ⑤ 三井住友信託銀行は社員に対し、株式交付規則に基づき、ポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規則及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした社員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付される当社株式について、当社と当該社員との間で、交付日から退職する日まで譲渡制限を付します。当社は当該従業員の退職時に、交付した譲渡制限付株式の譲渡制限を解除いたします（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償取得いたします）。
- なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

3. 本信託について

(1) 名称	社員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	社員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社、三井住友信託銀行及びこれらの役員から独立した第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2022 年 10 月 11 日

(9) 金銭を信託する日	2022 年 10 月 11 日
(10) 信託終了日	2025 年 5 月末日 (予定)

4. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として 当社が信託する金額	1,670,000,000 円 (上限)
(3) 取得する株式の総数	324,000 株 (上限)
(4) 株式の取得方法	取引所市場 (立会外取引を含みます。) からの取得
(5) 株式の取得時期	2022 年 10 月 11 日～2022 年 10 月 21 日 (予定)

以 上